

柏市危険コンクリートブロック塀等 除却工事費補助金のご案内

◆◆ 危険コンクリートブロック塀等の除却工事費 ◆◆ の一部を補助いたします

地震によるコンクリートブロック塀等の倒壊を未然に防止するために、市民の皆様が所有する危険コンクリートブロック塀等の除却工事を行う場合に、その工事費用の一部を柏市が補助します。

この補助金を受ける場合は、以下のとおり柏市への事前相談が必要となります。既に除却工事の契約をしていたり、工事が完了した後に補助金の交付申請はできませんのでご注意ください。

■ 事前相談

除却を予定されるコンクリートブロック塀等が補助金の申請対象となるか職員が現地調査※1等により確認しますので、事前のご相談が必要となります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

※1倒壊の危険性等を判断するものではありません。

■ 対象となる危険コンクリートブロック塀等

コンクリートブロック塀等※2で、次のすべてに該当するものが対象となります。

- ア 道路または敷地からの高さが、原則として1.2mを超えるもの
- イ 建築基準法上の道路等および通学路に面して設置されているもの※3

※2 コンクリートブロック造、石造、レンガ造、その他組積造による塀及びこれらの基礎のことをいいます。

※3 イ以外の隣地との境界等に設置されたものは対象になりません。

☆上記の条件に該当するコンクリートブロック塀等であっても対象とならない場合があります。

■ 補助対象者(申請者)

危険コンクリートブロック塀等を所有し、次のすべてに該当する方を対象とします。

- ア 市税を滞納していない。
- イ 既に除却工事費補助金の交付を受けていない(共有の場合は、共有者も既に除却工事費補助金の交付を受けていない)。
- ウ 共有の場合は、共有者の同意・委任を受けている(委任状が必要)。
- エ 販売を目的とした除却工事ではない。

■ 補助金の額・受付予定件数

除却工事に要する経費の合計額と危険コンクリートブロック塀等の長さにより1m当たり10,000円を乗じて得た額とのいずれか低い額。ただし、補助金は次の額を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とします。受付予定件数は20件です。

- ・道路等に面した危険コンクリートブロック塀等：10万円
- ・通学路に面した危険コンクリートブロック塀等：20万円

■ 補助金交付申請の受付期間

令和5年5月8日(月)～令和5年11月30日(木)

※事前相談や必要書類の準備をいただく際などには一定の期間が必要ですので、余裕をもった日程によるお手続き等にご協力をお願いいたします。

■ お問い合わせ

柏市都市部建築指導課 電話 04-7167-1145(直通)



ブロック塀等の点検のチェックポイント

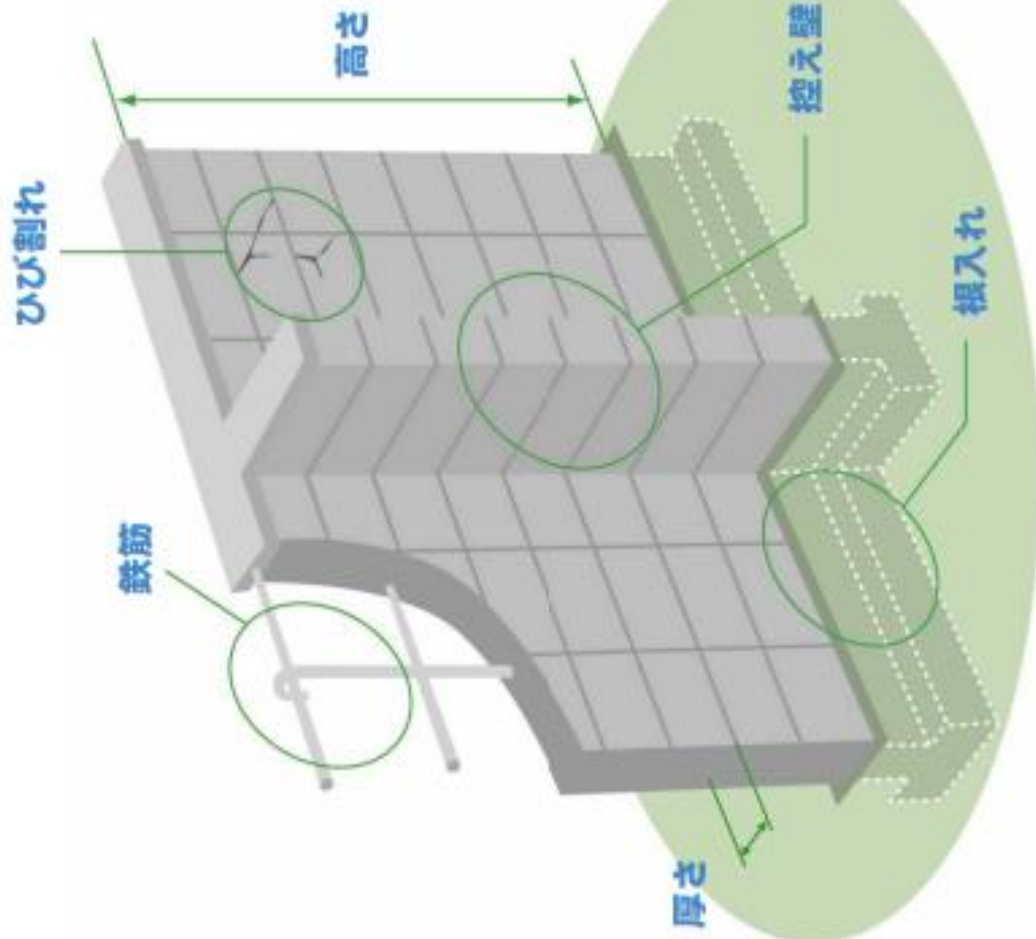
ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。
 まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。

- 1. 塀は高すぎないか
 - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
 - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
 - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
 - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
 - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋が入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)



組積造(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造)の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。